

**全国養護教諭教育研究会
第3回研究大会開催案内(第2報)**

小林冽子 千葉大学教育学部

1. 第3回研究大会を次のように行います。

- (1)日時：1995年11月27日(月)〔第42回日本学校保健学会の翌日〕9:30～16:00
- (2)場所：千葉大学大学院自然科学研究科大会議室〔西千葉キャンパス内〕
- (3)メインテーマ：養護教諭の力量形成にむけて
- (4)内容：

①パネルディスカッション
テーマ「力量形成にむけて — 養護実習の目標はどのように立てられているか」
パネラーとして小学校の養護教諭、小学校校長、学生、養護教諭養成機関教員の四者を予定しています。

過去2回の研究大会で出された養護実習の多様な実態と問題点、指導者の創意工夫と協議した結果を整理しながら「力量形成とは」に迫ります。
活発な討論を期待します。

②研究発表
会員から研究発表を募集します。
テーマは養護実習に関するもの、養成教育の具体的な授業内容に関するもの、

養護教諭の卒後教育、研修・研究に関するものを特に要望します。

研究発表希望者は演題と内容要旨(200字程度)を7月末日(月)までに下記の研究大会実行委員長へ送付して下さい。

〒263 千葉市稲毛区弥生町1-33
千葉大学教育学部 小林冽子
TEL (043)290-2638

★研究発表申込は会員に限ります。発表希望者は入会して下さい。

- (5)参加費：会員2000円、非会員3000円
非会員の参加を歓迎しますので、お近くの方をお誘い下さい。

2. 研究大会についての問い合わせは上記実行委員長へ

3. 第3回研究大会の実行委員は下記の会員です。

小林冽子(千葉大学教育学部) 実行委員長
石田トミ(国学院大学栃木短期大学)
鎌田尚子(女子栄養大学)
中川優子(横浜国立大学附属横浜中学校)
桑原由紀子(千葉大学教育学部附属小学校)
生田愛子(千葉大学教育学部附属中学校)
本杉信子(千葉大学教育学部附属養護学校)
小西嘉子(千葉大学教育学部附属幼稚園)

* 千葉大学の附属校園が協力して下さいました。

世話人会等の活動

☆世話人会等の活動は次の通りです。

1. 第13回世話人会

日時：1995年3月5日(日) 13:00～17:00

場所：筑波大学附属駒場中・高等学校

出席者：世話人4名

内容：日本教育保健研究会シンポジウム
「養護教諭に求められる力量とその形成」(1995.3.25)での養成側からの発言について(演者：大谷尚子世話人)

2. 第14回拡大世話人会

日時：1995年4月2日(日) 13:00～18:00

場所：筑波大学附属駒場中・高等学校

出席者：世話人6名、第3回研究大会実行委員4名(内兼任1名)

内容：第3回研究大会の企画(パネルディスカッションテーマ)・準備手順・広報等について、
研究班について、「ハーモニー」8号発行計画ほか

3. 第15回拡大世話人会開催予定

日時：1995年8月11日(金) 13:00～17:00

場所：筑波大学附属駒場中・高等学校

内容：第3回研究大会企画の詳細、抄録集構成方針

☆養護実習についての第2の研究論文が掲載されました。

第1の研究論文(「ハーモニー」7号参照)と同じく、当研究会の1993年度事業の一環である「養護実習に関する調査研究」にもとづく原著論文です。

著者：中桐佐智子（吉備国際大学），大谷尚子（茨城大学教育学部）

論文名：養護実習に関する学生指導について—全国養護教諭養成機関における実態—

英文論文名：A Study on the Guidance of Practical Exercise in the Educational or Training Institutions for School Nurse-Teacher in Japan

掲載誌：学校保健研究（*Jpn J School Health*）第37巻第1号 30-40頁1995

発行所：日本学校保健学会（Japanese Association of School Health）

☆「保健の科学」に当研究会の活動が掲載されます。

月刊誌「保健の科学」編集委員の飯田澄美子氏（聖路加看護大学教授）より同誌の「最近の話題から」への執筆依頼がありました。次のように掲載されます。

タイトル：全国養護教諭教育研究会の活動
執筆者：堀内久美子

掲載誌：「保健の科学」37巻7号（1995年7月）〔杏林書院発行〕

♪♪♪ (堀内久美子)
♪♪♪
♪♪♪ ♪♪♪ ♪♪♪
♪♪♪

教育保健研究会からのシンポ招聘とその顛末記（報告）

大谷尚子 世話人（茨城大学）

すでにハーモニー紙上（世話人会記録）で報告済みではありますが、わが全国養護教諭教育研究会（以下、「本会」と称す）の堀内代表世話人に対して、「日本教育保健研究会（会長：森昭三）」が『養護教諭に求められる力量とその形成』というシンポジウムを開催したい（1995.3.25, 15:00～17:00）ので、シンポジストを派遣してほしいと依頼してきました。

この話を受け、世話人会で協議しましたが、複雑な思いが交錯しました。その思いを整理してみれば、次のようになるのではないかと思います。

①養護教諭の力量形成＝「養護教諭の教育」

ではないのか？本会は会の名称が示す通り、養護教諭の教育をどうしたらよいかを研究する会です。本会以外の研究会において、本会と同じようなテーマを掲げた研究を行うということに、まず驚きました。

この日本教育保健研究会は、本会とほぼ同時期に、日本学校保健学会を基盤にしながら発足したもので、いわばきょうだい関係にある研究会です。お互い共通するテーマをもち、補完しあう部分もあることは確かですが、現時点では両研究会とも成長段階にあり、会としての独自性を明確化する段階にあります。

以前から、教育保健研究会に対しては、どんな研究会として成長していくのだろうかという研究者仲間としての楽しみをもって、傍から眺めていたのです。ところが、今回のシンポの題目でその「独自性」を示そうとしているのであれば、本会との競合状況に陥ることになってしまいますから、各々の研究会のアイデンティティが揺らいでしまいます。本会にとっても由々しき問題になりかねません。余計なおせっかいかもかもしれませんが、部外者として、教育保健研究会に対して期待していることがあるわけです。例えば本会としての立場で言えば、養護教諭の教育に関する研究は本会が全力をあげて取り組んでいきたいと思っているので、教育保健の視点として子どもに直接的にかかわりながら学校保健活動を推進する学級担任などのあり方を研究課題にとりあげ、あわせて「教師の教育」についても研究課題にしてもらいたいということです。子どもたちが学校を楽しく感じるような「健康的な学校生活」(Healthful School Living)を創造するのは、一人ひとりの教師の力に負うところが大きいはず。今般、「いじめ」問題の解決に養護教諭に期待する行政の姿がありますが、それも養護教諭一人の力で解決するものではなく、本来は教師教育の問題であり、教育行政の問題だといえましょう。ですから、こんな今日的な問題を、教育保健の視点から是非研究してほしいと思うのです。

②本会が代表にシンポジストを送り出すとしたら、誰に、どんな内容で話をしてもらえばよいのだろうか？代表になった者は、代表として何を話せばよいのだろうか？本会としての見解や研究の成果があれば、それを話すことによって代表の役目を果たせるが、今の時点での、本会での研究成果はあまりにも少

ないということが、困惑させられたもう一つの原因です。

養護教諭の力量とは？その形成の方法は？など、研究すべき課題を前に、ようやく共同で研究していこうと誕生したばかりの本会で。まだ共通の財産というものが無いのは致し方ないところではないかと思えます。わが国における養護教諭養成に関わる機関で教育に従事する者同士が、横の連絡をとりあえるようにやっとなったばかりで、あれもこれもと研究課題をこなしていく状況にはありません。ゆっくりと、しかし確かな足取りで、関係者同士の横の連絡をとりながら、気長に研究していかなければならないのが現実です。

しかし一方では、今、前記したようなテーマでの研究成果の提言を必要としているのがまた現実なわけで、葛藤状態に陥ります。

このような話題を盛り込んだ協議の末に、シンポジストとして筆者が選出されましたが、本会の代表として上記①の思いを述べることに条件に付されました。

当日のシンポは、昨秋放映されたNHKの朝のニュース番組（東京の中学校における保健室閉鎖→養護教諭の力量不足→養護教諭の養成・教育不足→学校カウンセラー設置）を見た後で、a. 若手養護教諭の立場から（一野）、b. ベテラン養護教諭の立場から（矢戸）c. 養護教諭養成の立場から（大谷）という展開でした。

数日前に行ったシンポジスト関係者による打ち合わせでは、興味ある話題や相互の関連もみられたのですが、当日は、やや盛り上がりが見えなくなる展開になってしまったように思います。シンポジストとしての筆者の責任を痛感しているのですが、ほかには30分以上もの時間延長をしていただきながらなお時間不足の感を免れなかった大きなテーマそのものであり、議論をつくせない、または議論の焦点化が難しかった、ということではないかと思えます。

なお、筆者が話した内容は次の通りです。

1. 養護教諭養成制度と養護教諭教育の研究体制について；

1) 多様な養護教諭養成制度／特異的な教職免許法の規定

2) 「全国養護教諭教育研究会」の発足

2. 養護教諭教育の現状－Ⅰ大学教育学部養護教諭養成課程の場合－；

1) 今春、巣立って行く学生が歩んだ4年間

を追ってみて（学生の入学から卒業までのカリキュラム全貌とその時々学生の状況）

2) 今、1年生に試みていること

3. 教育保健研究会に期待すること

2の段階では、日本学校保健学会の共同研究成果を取り入れて、「力量」や「教育内容」のあり方について述べました。これは、本会の財産になるように、本会において再度確認すべき内容ではないかと思えます。

2で時間をとり過ぎてしまい時間不足になりながらも、上記①に関することはなんとしても話さなければと思ひ、あせりながら3の教育保健研究会に期待することを述べました。しかし、その会場やその後引き続いて行われた「ウェルカムパーティー」の席上でも、研究会関係者から積極的に上記①に関する反論や積極的肯定意見は聞けなかったことは残念に思いました。

なお、森昭三会長からは「この企画を機会に、今後貴研究会との研究交流を深め、研究集会の共同・共催なども企画できるようになればと考えている」（'95年1月9日付派遣依頼文書）ことを、直接口頭でも話を伺いました。そのほか、きょうだい研究会として、研究会の持ち方や研究集録（年報）の作成など、ノウハウを交換しあうこともできそうです。今後の検討課題ではないかと思えます。

養護実習に関する研究

今年度の事業として始動するところです

大谷尚子 世話人（茨城大学）

ハーモニー第7号で案内しました通り、今年度の研究事業は、養護実習に関する研究の継続で、研究班の構成は、世話人に限定せず、一般会員の公募と致しました。応募してくれた会員は3名で、ほかに世話人7名が加わります。本会として取り組むべき研究テーマは色々ありますので、養護実習ばかり追求できませんので、ひとまず今年度でまとめていきたいと思ひます。昨年度に収集した「養護実習の目標」の集約と、研究班員の機関で行われている現状（目標－内容－方法－評価）分析をする予定です。また『これからの養護教諭の教育』p.90～98の見直しも課題です。

激震・被災における

心のケアと養護教諭の役割

明瀬 好子 神戸市立鷹匠中学校

1. はじめに

あの日から3ヶ月あまりを経た今も余震におびえている。地震に関するものは今でもつらい。強烈な体験・大きなストレスとなっている。

2. 被災初期のこと（復旧→復興→復活に向けて）

文明の利器（ガス・電気・水道・交通・住居・店舗）を突然失った都会人は、何時間も歩き安全地帯へと動いた。車椅子で老人を、幼い子の手を引き昼夜歩き回った。

あの日、私はガレキから4時間後に自転車ですぐに学校にたどりついた。びっくりかえった保健室には老人3名がベッドに避難されていた。頭から血を流した被災者の応急処置を行い、保健室の医薬品は全て放出した。最初の3日間は生活そのものがきつかった。その後、全国からよせられた救援物資にすぎる生活の中で教職員はよく働いた。

3. 学校生活のこと

1月の末、子どもの安全確認の登校を2回行った。無事な子どもの顔をみると目から熱いものが溢れた。それでも、半数の登校であった。2月に入り2部式授業が始まった。直後の生徒の作文からは「にげる際、愛児をさがす母親の呼び声が大きな泣き声にかわった」「祖父母の自宅に父親と一緒に走ったが1階はなくなってたすけようがありません」と胸を突く。

4月新学期急ぎ仮設校舎が運動場・公園に設営され、水道未施設のまま入居し協力し合う生活が始まった。従来の教師のマニュアルにはない創意工夫が求められる。

4. 特に保健室のこと

被災により校舎が大きく壊れた。教師の奔走により教材室の半分に新しい保健室が誕生した。「子どもたちのために必要」と教師の

決裁だった。どれだけ養護教諭は力付けられたらろう。

5. 子どもたちのこと — 心のケア —

- ①心的外傷後ストレス障害（精神活動の麻痺）
- ②喪失体験（生き生きとした現実感を失う。成績の抑制など）

教育委員会の臨時研修、近大の花田教授・京大の河合教授・林教授、児童精神科井出医師などの研修は役立った。巡回相談・来所相談が新設され、専門医とのパイプラインができた。

6. 被害の爪あと

兵庫県の被害校は2004校中1096校（大きな被害校74校）大震災によりなくなった子ども295名、教職員22名（うち養護教諭2名）であった。異人館・酒蔵・美術館など文化財の被害も大きい。

7. 医療機関と保健活動

校医宅など地域医療も崩壊し、仮設プレハブになっている。感染症の予防など、気が抜けない。

8. 保健室機能と養護教諭の役割

日常からの備えができていようかが心の支援の差になると思った。健康福祉的な視点から地域医療との関わり、教職員への研修、平素の子どもとの関わり（受けとめられる保健室）も物言う。

被災後来室する子どもの話を傾聴すること、一緒にいてあげること、保健室の暖かな雰囲気づくり（生け花・ぬいぐるみ）。不安の解消・安心感は活力につながっていると信じている。集団指導にはアンケート（WHO:GHQ28 *P.6注 参照）の実施と担任による家庭訪問で実情をよくつかむことが大切である。教職員ともストレスが大きく、仕事が重荷になると感じている。心配りがいる。

最後に、全国の皆様からのご支援は復活への支えになりました。ありがとうございました。

註 WHO: GHQ-28

最近のあなたの健康状態について、あてはまると思う所に印をつけてください。

1. 気分や健康状態は

- よかった
- いつもと変わらない
- 悪かった
- 非常に悪かった

2. 疲労回復剤(ドリンク・ビタミン剤)を飲みたいと思つたことは

3. 元気がなく、疲れを感じたことは

4. 病気だと感じたことは

5. 頭痛がしたことは

6. 頭が重いように感じたことは

7. 体がほてったり、寒気がしたことは

8. 心配ごとがあって、よく眠れないことは

9. 夜中に目を覚ますことは

10. いつもより忙しく活動的な生活を送ることが

11. いつもより何かするのに余計に時間がかかることが

12. いつもよりすべてがうまくいっていると感ずることが

- たびたびあった
- いつもと変わらなかった
- なかった
- まったくなかった

13. 毎日している仕事は

- 非常にうまくいっている
- いつもと変わらなかった
- うまくいかなかった
- まったくうまくいかなかった

14. いつもより自分のしていることに生きがいを感じることが

- あった
- いつもと変わらなかった
- なかった
- まったくなかった

15. いつもより容易にものごとを決めることが

- できた
- いつもと変わらなかった
- できなかった
- まったくできなかった

16. いつもストレス(緊張感)を感じたことは

17. いつもより日常生活を楽しく送ることが

* 選択肢は 15 と同じ

18. いらいらして、おこりっぽくなることは

19. たいした理由がないのに、何かこわくなったり、とりみだすことは

20. いつもよりいろいろなことを重荷と感じたことは

21. 自分は役に立たない人間だと感じたことは

22. 人生にまったく望みを失ったと感じたことは

23. 不安を感じ緊張したことは

24. 生きていることに意味がないと感じたことは

25. この世から消えてしまいたいと感じたことは

26. ノイローゼ気味で何もすることができなかつたこととは

27. 死んだほうがましだと考えたことは

28. 自殺しようと考えたことが

* 1・12・13・14・15・17以外の選択肢は次の通り

- まったくなかった
- あまりなかった
- あった
- たびたびあった

省令改正で養護教諭も保健主事に！ — 教育現場の養護教諭の立場から —

曾根睦子 筑波大学附属駒場中・高等学校

平成7年3月28日文部省令第4号をもって「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、4月1日から施行となった。内容は以下の通りである。

<改正部分> 第22条の4(第2項) 傍線

保健主事は、教諭を以って、これにあてる。



保健主事は、教諭又は養護教諭をもって、これに充てる。

<改正の趣旨等> — 要約 —

子どもの心身の健康問題の実態から「(略)児童生徒の心身の健康についての指導体制の一層の充実を図る必要がある、保健主事、養護教諭の果たす役割が極めて重要となっている。このため保健主事に幅広く人材を求める観点から、保健主事には、教諭に限らず、養護教諭も充てることのできることにした(略)」とし、留意事項として、①保健主事には、学校の実態を踏まえて十分な資質能力を有する者を充てる。②学校保健活動は、共通理解のもとに推進体制を確立し、役割分担して組織的に展開する。③保健主事の資質向上を図り、役割を十分果たすために、研修の充実が重要である。などが挙げられている。

<省令改正までの養護教諭の運動と成果>

保健主事制度に対する養護教諭の意見は、先ず主任制そのものの賛否に別れるが、現実的には凡そ次の3つに当てはめて考えられる。

- ①主任制(保健主事制度)全面撤廃とする。
- ②には主任制容認と見做されるので反対。
- ②保健主事資格(教諭)に養護教諭を加える。

①の実現は不可能に近いと考えて、賛否に関係なく、○学校現場の実態を踏まえて、実際に保健主事の役割を十分に果たしている者を保健主事とする(名目上は教諭で、実際には十分資質を備えて保健主事の任務を果たしている養護教諭が保健主事になれない規則に問題がある)。○保健主事と養護教諭間に上下関係を作り、養護教諭の円滑な職務遂行を阻むという訴えも少なくない。

③現行=改正前=のままでよい。

○保健主事(教諭)と養護教諭が役割を分担している。○養護教諭の相談役になる。

以上、全国的に②の意見が主流となり、以前から運動が展開されてきている。

全国養護教諭連絡協議会では、養護教諭の待遇改善の運動の一環として、文部省内での改正が可能な②についても、関係機関に学校現場の実態を訴えてきた。

したがって、この度の省令改正は、いじめ問題に絡んで突然出てきたのではなく、長年の養護教諭の運動の結果、保健室経営に、相談活動に、健康教育に、養護教諭が果してきた役割や実績が正当に評価され、認められたものと考えたい。実質的保健主事の任を果たしてきた養護教諭のために名実共に保健主事への道を開いた改正であると考ええる。

<今後の養護教諭のあり方>

この度の省令改正で、私共養護教諭の役割とか職務の本質は変わるものではないと思う。

したがって、懸念されている幾つかの点についても、これまでの自分の養護教諭観や姿勢を貫けばよいわけで、保健主事になったからといって、学校保健の推進に管理意識を強くする必要もなければ、相談活動での守秘義務への懸念についても、元より、秘密保持と支援チームの連携との兼ね合いで、教師間の信頼関係こそ密にして秘密保持の範囲を考慮するものであり、要は子どものために何がベストかの問題である。子どもに対してはこれまで通りの養護教諭であるべきと思う。

どのような保健主事になるかは個々の養護教諭の姿勢・パーソナリティにかかっている。懸念される学校は従来通り、保健主事は教諭のままでよいのではないかと思う。

そこで、改正の趣旨の中でも、保健主事、養護教諭の役割重視や保健主事の資質向上がいられているが、このことは、養護教諭自身が常に目指してきたことであり、そのために養護教諭の養成教育の充実及び現職者の研修制度や機会の確保等について検討を重ね、必要な要請運動も継続していく必要がある。

また、私共養護教諭は、子どもたち一人ひとりを大切に、より質の高い関わりをもった教育活動を目指しているが、そのためにも養護教諭の複数配置の拡充の早期実現が強く望まれる。

省令改正で、学校保健の推進に向けて、養護教諭の力量を存分に発揮できればと願う。

学びや紹介

北から

北海道の養護教諭養成と旭川校

後藤ひとみ 北海道教育大学旭川校

北海道教育大学では、5分校のうちの3分校が養護教諭の養成コースをもち、1種免許（さらには専修免許）を有する者の育成に努めています。なかでも旭川校の歴史は最も古く、その始まりは昭和40年に全国に先駆けて設置された国立養護教諭養成所（3年制、昭和53年廃止）です。昭和51年には現在の養護教諭養成課程が設置され、養成所時代を合わせた30年近い月日の中で多くの卒業生を現場に送り出してきました。

北海道は47都道府県の中で最も広大な面積をもち、公立小学校・中学校の数も2,300余りと東京都を上回る全国一の多さを有しています。

しかし、養護教諭の配置については、その基準が年々引き下げられているものの（平成7年度からは13名以上に配置）、5年度までの配置率は小・中の平均で91.5%、6年度までの複数配置は小・中で9校（増加の見込みは薄い）と低率であり、学校数と養護教諭の配置とが単純には結びつかない状況（小規模校が多いという特性）にあります。

このように採用が厳しい現実ですが、「受かるまで頑張ります」といってくれる学生の熱意に触れると、今だからこそ前向きな教育に努めなければと励まされる日々です。



北海道教育大学札幌校

富田 勤 北海道教育大学札幌校

札幌校養護教諭養成課程の入学定員は推薦12名、前期試験20名、後期試験8名の合計40名で、選抜方法によって学生の出身地が異なるという特色がある。

専門のカリキュラムは、原則的に学年必修とし、医学・保健の関連諸科目を体系的に学ぶ必要性から基礎科目からの積み上げ方式をとり、1年次には、基礎医学分野の教科を、2年次には、保健教育分野の教科を、3年次には、臨床医科学・看護学分野の教科を中心

に学ぶよう構成されている。一般教養、教職専門は他課程の学生と一緒に受講し、教員としての基礎教育は、同じものを履修している。

卒業、免許(含保健)取得の要件となる養護実習は、3年次の秋に中学校で5週間、4年次の春に小学校で2週間行い、臨床(病院)実習は札幌市内8カ所の国公立病院で3年次の期末に4週間行うという形をとっている。

個々の学生の指導体制として、学生の研究室配属は2年次の後半に決定され、3年次から各教官のゼミナールに参加し、4年次に本格的な卒業研究に入る。研究テーマは、教官の専門分野に関連した研究が主なものとなっているが、今日における健康問題が中心となり、卒業後の研究・研修につながるものとして位置づけられている。



北海道教育大学函館校(養護教諭特別別科)

吉田 瑠美子 北海道教育大学教育学部附属養護学校

昭和51年4月、本学函館校に1年課程の「養護教諭特別別科」が設立されました。

看護婦免許状の基礎資格の上に養教一種免許状を与えようとするものです。毎年40名の学生が入学してきます。僅か1年間の中で養護教諭としての必要科目を網羅することは極めて厳しいものがありますが、常に「求められている養護教諭像」を明確にしなが、授業内容の精選を心掛けています。

「精神衛生」「ヘルスカウンセリング」

「性教育」は3年前から力を入れているものです。また、特殊教育諸学校の訪問研究を取り入れ、子どもたちを幅広く捉えられるようにしています。養護実習は8月末から4週間行っていますが、本実習はもとより大学における前後教育を大切にして、学生が意欲をもって自ら取り組む実習になるよう考えています。実習後の研究会はその成果を発表する貴重な機会です。本課程は今年で20年目の節目を迎え、卒業生も633名を数えました。ほぼ全員が養護教諭としての就職を希望していますが、現実には厳しく、数回に及ぶ採用試験に挑戦しながら、養護教諭の道を追いつけている卒業生も少なくありません。



南から

鹿児島県立保健看護学校 保健学科

加治屋伸子 鹿児島県立保健看護学校

本校は、昭和49年開設の県立保健婦学校が平成2年知覧町に移転と同時に県立鹿児島高等看護学院と統合し、鹿児島県立保健看護学校として開校しました。保健学科の養成期間は一年間で、学生定員は30名です。

入学資格：高等学校を卒業し、看護婦養成機関を卒業（修了）した者

取得資格：養護教諭一種免許状
保健婦国家試験受験資格

教育課程：養護に関する科目として、衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）44単位、学校保健（養護教諭の職務を含む。）2単位、栄養学（食品学を含む。）2単位、合計48単位。教職に関する科目として10単位。日本国憲法2単位。体育2単位。上記以外の科目として文学、美術、数学、社会学、社会心理、合計7単位。

総計69単位、1,165時間。

養護実習：6月第2週から2週間60時間を本校近隣の小学校、中学校、高校の計15～16校に1校あたり学生2～3名を配置。

学生は入学後、公衆衛生看護学概論、学校保健、教職に関する科目を受講して6月から養護実習を行っています。

養護教諭志望の学生数は年によって差がありますが、平均10名です。入学3ヶ月後には教員採用試験を受けることになります。

本校は保健婦養成も行っており、養護教諭にならない学生であっても学校保健、教職に関する科目を学習し、教育実習を体験することで、教育の重要性や学校保健の意義について理解を深め、学校・地域相互の連携など地域における保健婦活動により生かされていることを実感しています。



鹿児島県女子短期大学

有馬美智子 鹿児島県女子短期大学

生活科学科養護コース

本学は桜島、霧島、開聞岳を望む紫原台地に位置し、養護教諭養成は昭和41年家政学科

の家政学専攻の中で始まりました。本県は離島を数多くかかえており、小中併設の離島の小規模校への中学校の家庭科2級免と養護教諭2級免をもった養護教諭の赴任は特に重宝がられたと聞いています。

家政学科は昭和63年に生活科学科に科名変更し生活科学専攻の養護コースとして養護教諭二種のための養成を行なうようになって現在に至っています。

社会で有為な人間の育成と養護教諭の理想像を明らかにしていくことを目標に日々の講義や演習を行なっております。

実習は1年後期に短大の保健室で1週間の保健室実習と2年の6月に出身の小中学校で3週間の養護実習を行なっております。

その他健康を幅広くとらえられるように特殊教育の学校や福祉施設などの見学も実施しています。毎年60名前後の学生が入学し養護教諭をめざしますが養護教諭としての採用はむずかしく卒業生は福祉や医療、企業の場合などに就職し、多様化してきているのが現状です。



事務局から

☆会員名簿の訂正をお願いします。

(1)会員名簿に誤りがありました。おわび申し上げます。

会員番号 166 (誤) 杉浦昭子 →
(正) 松浦昭子

(2)入会および退会 (1995.5.20 現在)

①入会

会員番号 75 加治屋伸子 (鹿児島県立保健看護学校) 1994年度より

連絡先一 (勤) 〒897-03 川辺郡知覧町西元5418 県立保健看護学校

会員番号175 中島宏美 (日本大学習志野高等学校) 1995年度より

連絡先一 (自) 〒276 千葉県八千代市八千代台東5-13-21

TEL(0474)86-1484

会員番号176 桑原由紀子 (千葉大学教育学部附属小学校)

連絡先一(勤) 〒263 千葉市稲毛区
弥生町1-33 千葉大学教育学部附属
小学校 TEL(043)251-1111

会員番号177 生田愛子 (千葉大学教育学部附属中学校)

連絡先一(勤) 〒263 千葉市稲毛区
弥生町1-33 千葉大学教育学部附属
小学校 TEL(043)251-1111

会員番号178 本杉信子 (千葉大学教育学部附属養護学校)

連絡先一(勤) 〒263 千葉市稲毛区
長沼原町312 千葉大学教育学部附属
養護学校 TEL(043)258-1111

会員番号179 小西嘉子 (千葉大学教育学部附属幼稚園)

連絡先一(勤) 〒263 千葉市稲毛区
弥生町1-33 千葉大学教育学部附属
小学校 TEL(043)251-1111

②退会

名簿p.1(会員番号 75) 有馬ケイ子 (鹿

児島県立保健看護学校) 1993年度限り

名簿p.2(会員番号110) 伊藤明子 (北海

道室蘭商業高校) 1994年度限り

名簿p.3(会員番号 47) 荻原静子 (田能

村教育問題研究所) 1994年度限り

名簿p.5(会員番号112) 杉山彩子 (北海

道室蘭工業高校定時制) 1994年度限り

名簿p.5(会員番号 23) 高橋悦子 (岐阜

県立池田高校) 1994年度限り

名簿p.8(会員番号 67) 横田静子 (島根

県立総合看護学院) 1994年度限り

(3)勤務先変更

名簿p.3(会員番号 54) 門田美千代

(吉備国際大学保健科学部)

連絡先…(勤) 〒716高梁市伊賀町 8

吉備国際大学 TEL(0886)22-9454

FAX(0866)22-7560

名簿p.4(会員番号 20) 坂田昭恵

(女子栄養大学)

連絡先…(自) 〒330大宮市大和田

1-2144-35

TEL(048)683-6404

名簿p.6(会員番号 32) 中桐佐智子

(吉備国際大学保健科学部)

連絡先…(勤) 〒716高梁市伊賀町 8

吉備国際大学 TEL(0886)22-9454

FAX(0866)22-7560

☆入会手続きについて

入会手続きは入会申込書(事務局にあり)を送付し、会費3000円(1995年度分)を郵便振替で納入して下さい。

研究会の目的・事業等の問い合わせは返信用封筒を添えて研究会事務局までご連絡ください。

事務局: 〒448 刈谷市井ヶ谷町広沢 1

愛知教育大学養護教育教室 堀内研究室内

TEL (0566)36-3111 内線485

FAX (0566)36-7795

郵便振替口座番号: 00880-8-86414

加入者名: 全国養護教諭教育研究会

☆☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

編集後記

「ハーモニー」第8号は、従来の記事に加えて、本号からの新企画で養護教諭の養成機関の紹介を開始しました。これは、南北各2～3校から出発し、今後も中央に向かって進む予定です。全国の養成機関数が多いため、1校僅か 1/3頁ですが、各校のセールスポイントをPRしていただければと企画しました。

養護教諭を目指す人々のために、参考資料として活用されれば幸いです。

前号から「ホットニュース」の欄を設け、最新情報を出来るだけ早くお届けしたいと努力しています。誌面を通して共通の財産にしたいと存じますので、会員の皆様からもご寄稿いただきたくお願いいたします。

(曾根睦子)

「ハーモニー」第7号に引き続いて、この第8号にも明瀬会員に書いていただきました。

この度の阪神・淡路大震災ではご自宅が倒壊し、勤務校では被災者のお世話を含めた日々の勤務の中で、快く引き受けてくださり、アンケートの項目も教えていただきました。たくさんのお話を教えていただき本当に有難いことです。明瀬会員のご活躍に頭が下がります。どうか、ご自身の心身もおいといになれますように。

第7号と第8号を担当させていただいて、「MS-DOSテキスト形式」でファイルされているフロッピーであれば、一般的でないワープロでも呼び出すことができるということが分かったこと等、お陰さまで少し賢くなりました。

ご協力くださいますと、ありがとうございます。(小笠原紀代子)

☆会員数は 174名です (1995.5.20 現在)。